

【令和８年第１回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和８年３月１８日 健康福祉委員長 後藤 真左美

○「議案第７号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 国の法律改正に伴う条例改正であるが、当該法律改正の内容が患者の利益に反するものであることに加え、規制緩和により薬物乱用を助長しかねないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第８号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第９号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 三田福祉ホームにおける利用者支援の内容について

利用者は軽度障害者が多く、支援内容としては、生活相談対応、就業先への連絡及び利用者への食事提供等を実施している。

- * 三田福祉ホームの退所者の転居先について

利用者の転居先としては、近隣のグループホームなどである。

- * 退所者が他のグループホームを利用する際の金銭的な負担について

三田福祉ホームへの入居等の費用は月額４万５，０００円程度である一方で、市内の平均的なグループホームへの入居等の費用は、月額６万円から１０万円程度である。

《意見》

- * 三田福祉ホームの廃止によって利用者の金銭的な負担が増加するため、本施設を廃止すべきでないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 条例改正に伴う一世帯当たりの国民健康保険料の負担金額について

本条例改正は国による子ども・子育て支援金制度導入によるものであり、国の試算によると一世帯が月間に負担する平均的な金額として、令和８年度は約３５０円、令和９年度は約４５０円、令和１０年度は約６００円となる見込みである。

《意見》

- * 国の法令改正に伴う条例改正であるが、国民健康保険料から子育て支援に係る財源を確保する国の法令改正内容に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 今回の条例改正に伴う各種経費について

今回の条例改正に伴い、システムの改修及び導入経費が必要となる。システム改修経費については、ソフトウェア費用として約327万円を見込んでおり、システム導入経費については現在、開発事業者へ見積作業を依頼している状況である。

* システム改修に伴う国費補助額について

補助額については来年度下半期に示されるが、例年どおりであれば費用の約5割の補助となる見込みである。

* システム改修の実施時期について

保険料算定作業が7月上旬に行われるため、6月下旬までにシステム改修を実施する予定である。

* システム改修作業により不具合が生じる可能性について

市民生活に係る重要なシステムであるため、不具合が生じないよう、動作確認期間等を設け、システム改修事業者等と連携し丁寧に対応する予定である。

《意見》

- * 国の法令改正に伴うシステム改修経費は、国費にて補助するよう要望してほしい。
- * 市民に広く影響があるため、システム改修作業により不具合が生じないよう努めてほしい。
- * 国の税制改正に伴う条例改正であり、低所得者層への負担増となり、税制改正自体に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決